○経済産業省告示第百四十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条に基づき、ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

第一条　ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

3―2⑵⑤中「無線ＬＡＮ付ルーターの」を削る。

第二条　ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を次のように改正する。

2―2⑵中「表示すること。」の下に「この場合において、表示値は、表示する個々の機器のエネルギー消費効率の115分の100以上とすること。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
渦潮電機株式会社西工場	愛媛県今治市大西町九王甲1520番地	配電盤	平成22年6月17日から平成27年6月16日まで
〃	〃	制御器	〃

○国土交通省告示第六百七十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年六月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4583号	降下式乗込装置	ＲＦＤ―Ｔｏｙｏ ＴＥＳ型	RFD Limited	定員の変更及び決議ＭＳＣ．226⑻の適合確認

○経済産業省告示第百五十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条に基づき、スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

第一条　スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

1の表の備考5中「2個」の下に「以上」を加える。

3―1⑵①中「Ｔ＝Ｒ×（Ｌ＋20）×8」を「Ｔ＝Ｒ×（Ｌ＋20）×8／10」に改める。

第二条　スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を次のように改正する。

2―2⑶中「表示すること。」の下に「この場合において、表示値は、表示する個々の機器のエネルギー消費効率の115分の100以上とすること。」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第六百二十二号多摩都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線付属街路第四号線

三　事業施行期間　自平成五年三月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第六百二十二号多摩都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線付属街路第四号線

三　事業施行期間　自平成五年三月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第三百六十三号多摩都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道南武線付属街路第五号線

三　事業施行期間　自平成七年三月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千八百九十一号三鷹都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線、武蔵野都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線、小金井都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線、国分寺都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線、府中都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線、国立都市計画都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線及び立川都市計画都市高速鉄道事業都市高速鉄道事業東日本旅客鉄道中央本線

三　事業施行期間　自平成七年十一月二十九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋